

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 原田 孝司

## 1 日 時

平成30年3月6日（火） 午前10時50分から  
午後 0時23分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

原田孝司、衛藤博昭、土居昌弘、末宗秀雄、後藤慎太郎、守永信幸、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分、第55号議案及び第64号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 平成30年度分国保保険税額及び標準保険料率の算定結果について、平成29年度大分県病院事業会計予算の繰越見込みについて並びに平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成29年9月台風第18号災害の復旧・復興推進計画の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎  
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年3月6日（火）本会議終了後

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 福祉保健部関係

### (1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）  
（本委員会関係部分）

第 55号議案 平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

### (2) 諸般の報告

①平成30年度分国保保険税額及び標準保険料率の算定結果について

### (3) その他

## 3 病院局関係

### (1) 付託案件の審査

第 64号議案 平成29年度大分県病院事業会計補正予算（第2号）

### (2) 諸般の報告

①平成29年度大分県病院事業会計予算の繰越見込みについて

### (3) その他

## 4 生活環境部関係

### (1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）  
（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成29年9月台風第18号災害の復旧・復興  
推進計画の進捗状況について

②日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について

③犯罪被害者等支援推進指針の改訂について

④長者原オートキャンプ場・長者原園地について

### (3) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**原田委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査を行います。

まず、第53号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**長谷尾福祉保健部長** それでは、第53号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、福祉保健部関係について説明させていただきます。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料1ページをお開き願います。

当部に関係する補正予算は、中ほどの段にあります3月補正予算、福祉保健部計は36億4,138万6千円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、国民健康保険基盤安定化事業費の見込みが想定を下回ったことなどによるものでございます。

今の表の上段、既決予算の部の計99億7,439万円から今回の減額をした予算総額は、一番下の欄部の計で①と打ってますけれども、96億3,300万4千円となります。

このほかに、繰越明許費並びに債務負担行為に係る補正をお願いいたしております。

詳細につきましては、この後担当課長、担当室長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

**壁村地域福祉推進室長** 資料2ページをお願いいたします。

番号1の福祉・介護人材確保対策事業費6,218万6千円の増額でございます。

この事業は、介護人材を確保するため、介護福祉士養成施設の学生や離職した潜在的介護人材に対し、修学資金や再就職準備金等の貸付けを行うものです。

補正の内容としましては、国の補正予算を活

用して貸付原資を拡充し、実施機関であります大分県社会福祉協議会に補助するものでございます。

次に、番号2の救助対策費1億4,638万6千円の減額でございます。

これは、昨年の九州北部豪雨及び台風第18号の被災者に対して速やかな応急救助等を実施するための経費として措置したものです。補正の主な内容としましては、災害救助費市町村交付金について、応急救助等に要する経費が当初の見込みを下回ったこと等による減額でございます。

次に、番号3の被災者援護費2億8,380万円の減額でございます。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、昨年の九州北部豪雨及び台風第18号の被災者の貸付原資を措置したのですが、補正の内容としましては、貸付実績が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

**廣瀬医療政策課長** 同じ資料の3ページを御覧ください。

番号4災害拠点病院等耐震化緊急整備事業費2億9,278万9千円の減額でございます。

この事業は、地震発生時の医療を確保するために医療施設耐震化促進基金を活用しまして、災害拠点病院の一つであります佐伯市の南海医療センターが行う耐震整備に対して補助するものでございます。

今年度の出来高部分払を全体の50%と見込みまして当初予算に計上していましたが、資材高騰等により入札不調が続きまして、29年5月の着工予定が、同年の10月に遅延したことによりまして、出来高部分払額が見込みを下回ったために減額をするものでございます。

なお、同センターの耐震整備等は31年7月に完了予定となっております。これにより、県内13か所の災害拠点病院全てが耐震化されることとなります。

**藤内健康づくり支援課長** 同じく3ページの番

号5特定疾患対策事業費7億1,708万4千円の減額でございます。

この事業は、難病患者の医療費等の負担軽減を図るため、難病患者の医療保険、高齢者の医療の確保に関する法律に係る医療費の自己負担及び介護保険法の介護サービスに係る利用者負担それぞれの相当額を助成するものです。

補正の内容としましては、指定難病に係る特定医療費が当初の見込みを下回ったことより減額するものです。

**藤丸国保医療課長** 同じく資料3ページの番号6国民健康保険基盤安定化事業費1億7,860万1千円の減額でございます。

この事業は、国民健康保険法に基づき、市町村が行う低所得者への保険税軽減分に対する定率負担や財政調整交付金の交付等を行うものでございます。

補正の主な内容といたしましては、保険基盤安定事業費負担金の保険税軽減分について、軽減対象の被保険者数が当初見込みを下回ったこと、財政調整交付金につきまして被保険者数の減少によりまして、療養給付費の伸びが当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものでございます。

**清末高齢者福祉課長** 4ページをお開きください。番号7介護サービス基盤整備事業費4億3,151万円の減額でございます。

この事業は、地域の介護サービスなどの充実を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用して小規模な介護施設——特別養護老人ホームならば29名以下となりますけども、小規模な介護施設等の整備に要する経費を助成するものです。

補正の内容としましては、市町村において施設開設事業者の公募が不調となったことなどにより、整備数が計画を下回ったことから減額するものです。

**二日市子ども未来課長** 説明申し上げます。その下、番号8保育士確保対策事業費5億3,744万8千円の増額でございます。

この事業は、待機児童の解消に向けて保育士を確保するため、保育士養成施設の学生への修

学資金や潜在保育士への再就職準備金の貸付を行うものでございます。

補正の内容としましては、国の追加補助を受け、実施機関である大分県社会福祉協議会へ交付するものです。なお、今回の積み増しにより、平成34年度まで貸付事業を実施できる見通しとなっています。

番号9子育て対策充実事業費8億865万3千円の減額でございます。

この事業は、待機児童の解消に向けて保育所や認定こども園の施設整備に係る助成を行うのですが、補正の内容としましては、市町村の計画見直し等により、施設整備数が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

**高橋障害福祉課長** 5ページを御覧ください。

番号10障がい者福祉施設整備事業費5,715万6千円の増額でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備や災害復旧を行う社会福祉法人等に対して経費の一部を助成するものです。

補正の内容としましては、国の補正予算を活用し、中津市と由布市のグループホームの創設をはじめ、津久見市の就労移行支援事業所の災害復旧に対する助成を行います。

**前田福祉保健企画課長** お手元の追加議案書の15ページをお開きください。

繰越明許費について、一括して説明申し上げます。

今回福祉保健部から繰越明許費補正をお願いするのは6事業で、合計3億1,999万7千円となっています。

左から3列目、事業名の表頭の一番上、障がい者福祉施設整備事業費8,124万3千円でございますが、これは、グループホーム等の整備について、人手・資材不足や、工事資材運搬路の地元調整等により不測の日数を要したもののほか、さきほど障害福祉課長が説明しましたとおり、国の補正予算を活用し、新たに施設を整備するため、今回の補正予算で計上し、来年度に事業費を繰り越すものでございます。

次に、その下の老人福祉施設整備事業費1,092万5千円でございますが、これは、盲養

護老人ホームの老朽化に係る改築整備について、建設予定地における埋蔵物の除去に係る工事の遅延等により、年度内の竣工が困難となったものでございます。

その下の介護サービス基盤整備事業費7,643万7千円でございますけれども、これは、特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修整備について、改修事業者選定の入札が不調となり、契約事務手続き等に不測の日数を要したものでございます。

その下、子育て支援対策充実事業費1億3,551万3千円でございますが、これは保育所や認定こども園の整備について、昨年7月の九州北部豪雨の影響により、資材価格の高騰や作業員の確保困難等の要因から入札不調となり、資材単価見直し等の不測の日数を要した6施設の整備について、繰り越すものでございます。

その下、病児保育充実支援事業費1,223万4千円でございます。これは、大分市の病児保育施設の整備について、設計内容の修正や関係機関との協議などに不測の日数を要したものでございます。

最後に、児童福祉施設整備事業費364万5千円でございます。これは、昨年9月の台風第18号により被災した津久見市の私立幼稚園の災害復旧について、地域的に工事が集中し労働者の手配・調整に不測の日数を要したものでございます。

**藤内健康づくり支援課長** 債務負担行為について、御説明申し上げます。

今見ていただきました追加議案書の30ページをお開きください。

番号3健康アプリ広報業務委託料、期間は平成29年度から30年度までで、限度額は430万円でございます。

内容としましては、今議会に提案させていただいております平成30年度当初予算案において、平成30年4月1日から本格運用を開始する健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」の利用者拡大に向けた経費を計上していますが、新年度当初から運営業務を円滑に実施できるよう、今年度中に委託する実施機関を入札により

選定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

**大戸こども・家庭支援課長** 同じく追加議案書の30ページの番号4児童アフターケアセンターおおいた運営業務委託料、期間は平成29年度から30年度までで、限度額は1,674万9千円でございます。

内容としましては、平成30年度当初予算案において、児童養護施設等の退所者を総合的に支援する、児童アフターケアセンターおおいたの運営や機能強化に必要な経費を計上していますが、健康アプリと同様、今年度中に委託する実施機関を選定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

**原田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんでしょうか。

**守永委員** 御準備いただいた資料の3ページにある事業で、4番の災害拠点病院等耐震化緊急整備事業費についてなんですけれども、これは資材高騰等による入札不調ということで遅れてしまったという理由なんです、この資材高騰で、結局、設計額そのもの見直しがされたと思うんですが、どのぐらい事業費が上がったのかというのをお尋ねしたいのと、いつ出来上がるのか聞こうと思ったら、もう説明があったので、それは結構ですけども、その設計額がどのぐらい上がったのかが分かれば教えてください。

それと、5番と6番に関連してなんです、5番で指定難病に係る特定医療費が見込みを下回ったという表現と、6番で療養給付費の伸びが見込みを下回ったと書かれているんですが、この下回った背景が何か分かれば、その辺を教えてください。

**廣瀬医療政策課長** ちょっと答えが不足するかもしれませんが、南海医療センターというのが組織的には独立行政法人地域医療機能推進機構という全国組織に3年ほど前に統括されました。これは、こういった健保病院ですとか、労災病院ですとか、そういった国レベルで行革で

一緒になったんですけれども、そこが実際に入札を行うという形になっていますので、病院単独でなかなか判断できないという状態でした。

病院の方で一応入札をしたんですけど、3回ほど不調になりまして、最終的に総事業費は79億5千万円ほどかかると聞いています。当初、本部の方と病院の方とのやりとりが非常にうまくいかないで、かなり安い金額で入札をかけたということで不調、要は落札業者が出なかったというような状態だったそうです。当初は59億5,800万円ぐらいに出しているということらしいです。それが最終的に79億5千万円と。非常にあの、私どもはそこに関知できませんので、その中の一部の、全体で8億円の耐震化ということで、3か年で計画しているんですけども、非常に本部の方の動きが悪くて、再三にわたって、私どもももういい加減にしろという感じで、だいぶ本人も言ってきましたけど、やっと何となく折り合いがついて、何とか業者が、要は随契でやっていただくような形まで行ったと聞いています。

**藤内健康づくり支援課長** 難病に係る医療費の見込みが下回った理由でございますが、昨年4月に、この難病法の対象になる疾患が24疾患追加になりました。こうした疾患増による患者さんの増加と、それから、新薬といった新しい医療技術の開発により高額な医療も想定されることから、十分な伸びを予定して予算を組みました。

患者さんの伸びは平成29年1年間で1,458人の方が新規に申請をいただきましたが、それでも当初見込んだところの医療費の伸びに至らなかった結果、今回のような減額補正に至りました。

**藤丸国保医療課長** 国保の療養給付費の見込みですけれども、治療の方に書いておりますが、一番大きな要因は、被保険者数が減っているということで、28年度の被保険者数が27万3,114人でしたけれども、29年度が26万3,761人ということで、9,383人減って、率にしますと3.44%ということになります。そういう形で減っております。医療費の実

績、29年度の実績を見てみましても、手元で実績がとれている8か月、9か月分を見てみましても、前年度を上回っているのが一月で、あとの残りの月は前年度を下回るような状況が続いているというところでございます。

**守永委員** 工事の災害拠点の部分については、今事情を聞いて、ああ、しょうがないのかなと伺いました。資料の方はよろしくお願ひしたいと思います。

あと、見込みを下回った部分については、健康づくりがうまく行き届いているよと言っていただけかなと思ったんですけども、それはもう加味した中での話かなと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

**末宗委員** 資料の2ページの救助対策費、被災者援護費とかが減っている、見込みを下回ったということなんだけど、要件とか基準とかに合わなかった分とかがどのくらいあるんかなというのとね。それと、今お聞きしたんやけど、6番の国民健康保険基盤安定化事業でね、財政調整交付金、国保の金額が各市町村でみんな違うと思うんだけど、そこ辺りは何というか、ペナルティーとかそういうのはこの分に入っているのかどうか、そこら辺りを教えていただきたい。

**壁村地域福祉推進室長** 被災者援護費の災害援護資金貸付金につきまして、見込みを下回っておりますけれども、この貸付けの要件といたしましては所得制限がございまして、市町村民税における前年の総所得金額が、例えば、4人世帯の場合では730万円未満等の所得制限がございまして、貸付けの自治体は市町村が行っておりますので、この要件を満たさずに借りたいんだけど、借りられなかった人というのは、ちょっとうちの方では把握できておりません。

ただ、貸付けを下回った理由といたしましては、例えば今回、日田市の場合ですと、災害義援金等がよそを上回ったところで、多額の義援金が寄せられていて、例えば1世帯当たり、住家の全壊ですと1世帯当たり300万円、また日田市の方から100万円、合計400万円といったような義援金が配付されていること、それから、また住宅再建支援法等による支援金が

満額で——前回の場合300万円の支給が受けられるといったような支援が充実してきていることもあって、貸付けも近年では申請が減っているという現状もございます。

**藤丸国保医療課長** 県の財政調整交付金ですけれども、これは療養給付費等のかかった費用に対しまして、そのうちの、これに対して対象額の9%を助成するというものでございます。それは各市町村ごとに療養給付費等がありますが、それに応じてそれぞれの9%を県の方で財政調整交付金として交付するという形になっております。

**末宗委員** 市町村が担当しているから分からないというのも分かるんだけど、県として把握ぐらひはしちよった方が、減額をこれだけするけんね、一応しちよった方がいいと思うけどね。

それと、さっき国保の件は市町村の徴収保険料に対するペナルティーはあるの無いの。聞いたのはそれなだけけど。

**藤丸国保医療課長** それにつきましては、療養給付費に基づいて交付するものになっておりますので。

**末宗委員** いや、だからペナルティーはあるかないか。

**原田委員長** ちょっと整理しますけど、末宗委員がおっしゃりたいのは、収納率に関してのペナルティーという意味ですか。

**末宗委員** いやいや、国保のは各市町村で議会に出して金額を決めているわけでしょう。例えば、70万というところもあれば、60万というところもあるわけ。そしたら、国は70万を進めているだろうから、70万取れんところは、60万に減額しているところは、そこまで市町村が豊かなんだから、そこまでやる必要はないじゃないかという理屈は当然あるわけよ。

**原田委員長** 一般会計から繰り入れているところを含めての県の……。

**末宗委員** いや、だから国保税の話や。

**原田委員長** 国保税でしょう。国保税を一般会計から繰り入れているところは安くなりますけど、そういったところに対して、一般会計というのは市の、市町村、基礎自治体の繰入れです。

それに対してのペナルティーということですか。  
**末宗委員** いやいや、だからここで財政調整交付金というのがあるじゃない。こういうところで調整しているんかなどかなんかということ。

**原田委員長** じゃ、藤丸国保医療課長、この財政調整交付金の交付の在り方について、考え方について説明をお願いしたいと思います。

**藤丸国保医療課長** 基本的には、先ほども申しましたけれども、それぞれの市町村でかかっている療養給付費であるとか、あるいは後期高齢者に対する支援金であるとか、それとか介護納付金とか、そういったものに対してかかった費用に対して9%を補助するということになっておりますので、そういった面ではペナルティーに対してということではないです。

**末宗委員** これに対してはペナルティーはないということやね。

**藤丸国保医療課長** はい。

**末宗委員** そんならペナルティーというのはどこにあるの。

**藤丸国保医療課長** すみません、手元に資料がないので確認して……。

**長谷尾福祉保健部長** 今、末宗委員の御指摘は、実は国保制度の中で実際にかかった費用の9%とかという形で交付金が出るということで、じゃ、そこに自助努力みたいなところをどうするんだということが前々からあっております。ただ、今現在、現段階でペナルティーをかけるという仕組みは出ていないんですけれども、だから、確におっしゃるとおりで、何らかの対応が要るんだろうというようなことを今議論されているところでございます。

**末宗委員** 今のところは国が脅しよるといっただけやね。

**長谷尾福祉保健部長** 脅しよるといっつか、我々もやはり18市町村をなべて国保特会を来年度、県の統一会計を作らせていただきますので、そういった視点も大事だろうということで各市町村には申し上げております。

**末宗委員** 分かりました。いいです。

**藤丸国保医療課長** 保険者努力支援制度というのがございまして、それは各保険者、市町村が

どういう取組をしているかをいろんな指標を設けて評価するんですけども、その中で、収納率が改善されているかどうか、そういったところも評価して市町村にポイントを置くようにして、それに基づいて国が交付金を付与するとか、そういったところもございます。

**末宗委員** 僕が聞くのは、答えるのはいいんじゃないけど、収納率を聞いているんじゃないんやけ。

**長谷尾福祉保健部長** 整理すると、ペナルティーというのはなかなか今段階で入っていないということなんで、ちょっと今後もいろんな議論が……。

**末宗委員** 分かりました。

**原田委員長** 後ほどまた保険税の算定結果がありますから。そこで。

**土居委員** 資料4ページの番号9番、こども未来課ですけども、計画の見直しがあったということで、その見直しの内容ですね、どこがどういう具合になってこういう減額になったのかについてお伺いします。

もう一つ、追加議案書の中の健康アプリです。どこの業者が開発しているのかについてお伺いします。

**二日市こども未来課長** 子育て支援対策充実事業費の施設整備の計画の見直しについてでございます。

今回の補正減になりましたものは、3施設について29年度整備する予定だったものが30年度、もう少しゆっくり準備させてほしいということで、30年度送りになったということと、それから、ほかに2施設が29・30の2か年計画ということで、大きな工事が30年度に後ろ倒しされたということによるもので、施設整備自体ができなくなったというようなものではございません。

**藤内健康づくり支援課長** 現在、試験運用が終わって4月からの本格運用を待っております健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」は、3者の合同体からなる企業に開発を依頼しています。凸版印刷、それから福岡にあります正興ITソリューション、それから地元企業であるイジゲン、この3者がそれぞれの強みを生かし

て今回のアプリを開発、運営をしております。

**土居委員** はい、ありがとうございます。

**衛藤委員** ちょっと関連して、「おおいた歩得（あるとつく）」、私も入れさせていただいて、先日ポイントがたまって見たんですけど、ちょっと私のような30代男性には余り魅力的なクーポンがなくて、結構、世代とか性別にもよると思うんですけど、周囲から聞くと、そういう声も結構あがってまいります、私の世代、性別だけではなくてですね。

確か富山で、ちょっと算定根拠が分からないんですけども、富山市で何か、一歩歩いたときの医療費削減効果が0.061円とかというのを出したらしいんですよ。どういう根拠で出しているか分かんないんですけど、そういうのも含めて、例えば、非常にハードルは高いかもしれないんですけど、一定ポイントがたまったら住民税を減税するとか、そういう非常に、結局クーポンって動機付けだと思うんですけども、動機付けになるような、ちょっとそこもさらにこれから御検討いただければと思います。

あの内容はもうあれで決まり、固まりなんですか。

**藤内健康づくり支援課長** 今回の試験運用期間中、今おっしゃったように3千ポイントとかたまと協力店舗で様々な特典が受けられる、それがちょっといまいち魅力が薄かったということなんですが、250店舗で、例えば、大分市内にはまだ店舗が少なかったりとか、地域によっては杵築市のようにかなり充実してきた部分もありますので、4月からの本格運用に向けて、今、協力店舗の開発を急いでおります、開拓を急いでおりますので、ポイントがたまって身近なお店で、例えば、レストランに行くと1割割引があるとか結構、まあまあお得感を感じられるようなものを提供できるように今、鋭意頑張っております。

**衛藤委員** 分かりました。

**原田委員長** ほかにありませんでしょうか。

じゃ、すみません、ちょっと私も1点だけ。介護人材と保育士の人材の支援を考えられていますけれども、これって県内就職というのを条



件にするのかどうかについてちょっとお答え願いたいと思います。

**壁村地域福祉推進室長** 2ページの1番の福祉・介護人材確保対策事業費の分で、介護福祉就学資金等の貸付事業というのがございますけれども、就職自体は県内で必ず就職していただくというものではございませんけれども、ただ、貸付金でございますので、県内で、例えば、介護福祉士の場合は貸付けを受けて、国家資格を取って、県内の施設で5年間業務に従事した場合はこの貸付金額が免除になるとか、そういった制度があります。例えば、社会福祉士の場合ですと、やはり5年間で免除、介護福祉実務者研修の場合は2年間で免除と、そういった制度がございます。

**二日市子ども未来課長** 資料4ページ8番の保育士確保対策事業費関係でございます。

さきほどの室長の説明と同様に、保育士が県内で5年間勤務した場合は返還免除ですし、また、保育士の場合は潜在保育士で、今、保育士をしていないという方に対して就職準備金の貸付けもございます。この分の額は上限40万ですが、2年間県内で勤務していただければ返還免除ということになります。

**原田委員長** 分かりました。ちなみに保育士の件なんですけど、保育士養成講座というのが、いつも何かテレビでコマーシャルされたり、いわゆるネットでもかなり出ているので、ちょっと気になって見たら、31年度から何か資格試験の内容が変わるといふ、だから、いわゆる今年される方は駆け込みでとにかく、31年度から難しくなるという話を聞いたんですよ。資格試験の制度が変わると、数年間保育士の養成数がちょっと減るんじゃないかという話を聞いたんですけど、状況がちょっと分かたら教えていただければと思います。

**二日市子ども未来課長** 様々な見直しも進められているようですが、基本的にこの就学資金貸し付けは2年間、短期大学とか専門学校で勉強して、卒業と同時に資格が与えられますので、この就学資金援助の分は2年間の勉強はちょっと大変になるかもしれませんが、影響は出な

いと思います。別に独学で勉強して保育士試験を受験して保育士になるという道ももちろんございまして、そちらはやはりカリキュラムの見直しなどによって勉強をまた見直したりされるという部分が出るかと思えます。

いずれにしても、保育士確保は待機児童解消のために大変重要ですので、高校生などへの呼びかけなども含めて力を入れていきたいと思っております。

**原田委員長** はい、分かりました。ありがとうございました。

**衛藤委員** 関連して1個だけ。確認なんですけれども、県内施設で働いた場合というのがあるんですけど、県内施設なんですか、県内同一施設ではないですよ。例えば、5年間の間に、県内であればこの施設に動いてもそれは変わらないのか。

**二日市子ども未来課長** 県内であれば施設を移動しても問題ありません。途中に、例えば、やめて、また復帰するという事も考えられますので、通算してということになります。

**衛藤委員** あとは同じように看護とか保育、介護、それぞれあると思いますが、それは全部同じという理解でよろしいでしょうか。

**壁村地域福祉推進室長** さきほど御説明しました社会福祉士、それから介護福祉士等につきましても、通算でございます。

**廣瀬医療政策課長** 看護の就学資金についても、対象施設が幾つかあります。200床未満の病院とか診療所とか、そこを通算で5年間勤務していただければ免除という扱いにしています。

**衛藤委員** ありがとうございます。

**原田委員長** では、ほかに委員の方よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第55号議案平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**大戸こども・家庭支援課長** この厚い方の冊子、平成29年度補正予算に関する説明書の399ページをお開きください。

第55号議案平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

母子父子寡婦福祉資金は、経済的基盤が弱いひとり親家庭などの経済的自立とその児童の福祉向上のため、無利子又は低利子で必要な資金を貸し付けるものです。

今回の補正は、歳入歳出とも237万2千円の増額でございます。

次の400ページをお開きください。

歳入につきましては、左端の項目欄の3諸収入に計上しております貸付金の償還金等が当初の見込みを上回ったこと等により増額するものでございます。

401ページの歳出につきましても、歳入の増額にあわせて同額を計上しております。

**原田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんでしょうか。

**末宗委員** 質疑じゃないんだけど、これも名称はいつからなったん。

**大戸こども・家庭支援課長** 名称というのは…

**末宗委員** 父子が入ったやつ。

**大戸こども・家庭支援課長** 2年前、平成……すみません、ちょっと確認を。

**原田委員長** いいですか。

**末宗委員** いやいや、いいよ。

**長谷尾福祉保健部長** 確か私が財政課長のころから多分変わっていない気がするので、26年度ぐらいじゃないかなと。3年ぐらい前かな。

**原田委員長** ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第①の報告をお願いいたします。

**藤丸国保医療課長** お手元にお配りしている委員会資料の6ページをお開きください。

平成30年度分の国保保険税額及び標準保険料率の算定結果について御説明いたします。この保険税額及び標準保険料率につきましては、平成29年第4回定例会におきまして平成30年度分の第1回の算定結果を御報告いたしましたが、今回、最終の算定を行いましたので、その結果について御説明いたします。

まず、1算定の目的でございますけれども、国民健康保険法等に基づきまして、30年度分の国保保険税額等の算定を行うとともに、これを基に30年度の国保特会予算案を編成したものでございます。

次に、2算定の主な前提条件でございますが、(2)にあります、30年度からの公費拡充分、それから(4)診療報酬改定を反映いたしました。

次に、3激変緩和の実施でございますが、納付金の仕組みの導入や、国の交付金等がこれまでの市町村から今後県に交付される等の変更に伴いまして、いわゆる制度増となる市町村に対し、激変緩和を行いました。

次の7ページを御覧ください。

4算定結果の概要でございます。

まず、(1)算定結果ですけれども、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入などを除き一人あたりの県平均保険税額を算定したものでございます。表の一番左側、①の欄ですが12万5,010円は28年度実績に基づく保険税額、②13万4,689円は現行制度で計算した場合の30年度推計額、③12万9,418円は新制度で計算した場合の激変緩和前の30年度保険税額、それから④12万7,767円は③に激変緩和を実施した後の30年度保険税額で、⑤の比較欄——これは30年度の額と

28の額を比較しておりますが、2年間で2,757円の増と、第1回算定結果とほぼ同額となっております。表の一番右側、⑥欄ですけれども、⑤の比較が2か年の比較となっておりますので、これを単年度に置き替えた場合の増加率を出しております、増加率は1.1%となっております。

次に、その下(2)のところですが、増加した2,757円の内訳でございます。アの自然増が9,679円、イの公費拡充等がマイナス5,271円、ウの激変緩和がマイナス1,651円となります。公費拡充等と激変緩和による減少する分があるものの、自然増による影響がそれを上回ったというものでございます。

次に(3)留意事項でございますが、ウにありますとおり、30年度分の保険税率につきましては、県が算定した標準保険料率を参考にいたしまして、各市町村が決定することとなります。

次の8ページを御覧ください。

この8ページの表は、今回算定した市町村の決算補填目的の法定外一般会計からの繰入等を除いた一人当たりの保険税額の市町村別一覧となります。表の右側から2番目⑥の欄ですが、前回同様で14市町が増額となっております。これは、今回ガイドライン等に基づきまして、被保険者数及び医療費推計を行った結果、団塊の世代が70歳に到達することにより、一人あたりの医療費が増加する影響で(イ)欄のとおり全市町村で自然増となったことが主な要因です。

大分市を例に取って説明いたしますと、表の①の欄平成28年度実績額と③の欄平成30年度算定額とを比較しますと、表の中ほどになりますが(ア)欄1万294円の増となります。その右側に内訳を書いておりますが、(エ)欄の5,476円が、納付金の仕組みの導入等により制度増となる金額となります。これに対して④の欄で激変緩和を行い制度増を抑制しております。その結果、税額は⑤の激変緩和後の額13万3,680円となりまして、⑥の欄にありますとおり、①との比較では2年間で4,818円の増となりまして、⑦の欄の単年度増加

率は1.85%となるということです。

引き続きまして9ページでございますが、これは各市町村の所得状況、被保険者数、世帯数などを反映して算定した標準保険料率でございます。下の方、注3にありますとおり実際の保険税率は市町村が決定する仕組みでございます、ここに示した標準保険料率とは異なる場合があります。

**原田委員長** 大変な作業だったと思います。以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別にないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別にないようですので、これで福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

**原田委員長** これより病院局関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

第64号議案平成29年度大分県病院事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

**田代病院局長** それでは、第64号議案平成29年度大分県病院事業会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。

議案書は78ページからになりますが、本日は別に資料を用意しておりますので、こちらの資料により御説明いたします。

資料をお開きいただきまして、1ページを御覧ください。

資料の上部には収益的収支予算、下部には資本的収支予算を記載しており、それぞれ上に主な補正の内容、その下の表は現計予算との比較を記載しております。

まず、収益的収支予算について御説明申し上げます。

収益的収支予算のうち、1の病院事業収益ですが13億4,364万3千円の増でございます。これはページの右上に枠囲みで記載しておりますが、入院患者数の増や入院や外来患者1人あたりの単価が上昇したことによる入院・外来収益の増などによるものでございます。

次に、その下の2の病院事業費用は10億3,421万6千円の増でございます。

この主な要因ですが、がん化学療法等高額医薬品の使用の増加等に伴う薬品費・診療材料費の増等でございます。

以上によりまして、当期の収益的収支は表の右下にありますように、税込みで4億6,454万5千円となりまして、当初予算から増益となる見込みであります。

次に、資本的収支予算について御説明いたします。

1の資本的収入につきましては、337万2千円の減でございます。また、その下2の資本的支出につきましても同額の減でございます。この主な要因ですが、精神医療センター整備事業費の減及びそれに関連する補助金の減額によるものでございます。

**原田委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査が終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①の報告をお願いします。

**財前会計管理課長** それでは、平成29年度大分県病院事業会計予算の繰越見込みにつきまして御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

資料下の参考にありますとおり、地方公営企

業においては、予算を繰り越して使用することは地方公営企業法第26条で認められており、繰越額の使用に関する計画について翌事業年度の5月31日までに知事に報告し、知事は次の議会で報告しなければならないとされております。

具体的には、平成30年第2回定例会において報告させていただく予定でございますが、その内容についてあらかじめ御説明させていただきます。

表にありますとおり、事業は県立病院精神医療センター整備事業に係る排水処理施設新築他工事、翌年度繰越見込額6千万円でございます。

これは、県立病院敷地内の精神医療センター建設予定地にある排水処理施設の移転新築及び撤去工事の発注を土木建築部施設整備課にお願いしておりますが、入札が不調となったため、今年度内の完成が困難となったものであります。工事期間につきましては、平成30年9月までを予定しております。

**原田委員長** 財前課長、これ確認しますが、これによって精神医療センターの建設については影響があるのでしょうか。

**財前会計管理課長** 今のところ影響はないと考えております。

**原田委員長** 分かりました。

以上で、説明は終わりましたが、質疑、御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別にないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別にないようですので、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

**原田委員長** これより生活環境部関係の審査を行います。

まず、第53号議案平成29年度大分県一般

会計補正予算（第9号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**柴田生活環境部長** それでは、第53号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、生活環境部関係部分について御説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開き願います。

当部の歳出予算は、表の左から3番目の項目、既決予算額の一番下にありますように、既決予算額110億3,250万8千円に対しまして、今回、その右隣の6億726万2千円を減額いたしまして、最終予算額は104億2,524万6千円となります。

主な補正の内訳としては、補助事業費の確定や節約等により減額するものでございます。

次に、補正の主な事業でございますが、資料の2ページを御覧ください。

上の方でございます、大分県災害被災者住宅再建支援事業費1億2,922万2千円の減額です。

お手元の厚い冊子、平成29年度補正予算に関する説明書は144ページになります。

これは、自然災害による被災者の早期生活再建に必要となる経費について、市町村に対し助成するものですが、九州北部豪雨及び台風第18号災害による今年度の支援金の支給額が当初の見込を下回ったことから、減額するものです。

次にその下、動物愛護拠点施設建設事業費1億4,164万5千円の減額です。

予算説明書は、208ページの一番下でございます。

これは、新しい動物愛護の拠点施設を大分市と協働で設置するための経費でございますが、主に用地等の取得費を県、市からの個別支払としたことから減額するものです。当初は市の分を県に受け入れて、県から払うということにしていたものをそれぞれから払うということで減額したものでございます。

次に、生活環境部関係の繰越明許費について御説明いたします。

お手元の冊子、平成30年3月大分県議会定

例会議案追加議案の14ページをお願いいたします。

私も4事業で2億1,288万8千円の繰越を行うものでございます。

まず4ページの一番下、さきほどの大分県災害被災者住宅再建支援事業費1億7,830万円です。

これについては、支援金の申請期限が平成30年度にまたがることから、引き続き申請に対応していくため、繰越しを行うものです。

また、その上にあります祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費1,334万1千円。16ページをお開きください。

16ページの一番上にあります産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費1,549万6千円及びその下の国立公園施設整備事業費575万1千円でございます。

これらはいずれも、災害等による施工業者不足、あるいは国との協議に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難になったことから繰越しを行うものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

議案の30ページをお願いいたします。

30ページの一番下のところでございますが、今回の追加といたしまして、5番の青少年自立支援対策推進事業——これは青少年自立支援センターの運営に係る費用でございますが、これの限度額2,406万9千円。

次に31ページの一番上、6番の消防学校給食業務委託料、限度額1,325万3千円でございます。両事業とも、4月1日から速やかに実施できるよう今年度中に契約手続きを進めるため、債務負担を行うものです。

議案の33ページをお願いいたします。

同じく債務負担行為変更事項として、中ほどの4番目、動物愛護拠点施設建設事業、限度額5億1,314万3千円でありましたものを4億7,508万4千円に変更するものです。

これは、今年度9月補正で承認いただきました拠点施設の工事費の入札の減に伴い、減額するものでございます。

**原田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査しました福祉保健部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①から④まで、一括して報告をお願いいたします。

**柴田生活環境部長** 私から昨年7月の九州北部豪雨災害及び9月台風第18号災害に係る復旧・復興推進計画の進捗状況について主な部分を御報告いたします。

初めに、九州北部豪雨災害の資料を御覧ください。

この1ページ、一番上でございますI被災者への支援のうち、災害ボランティア等による支援です。

日田市では、ボランティアセンターの運営を当初社協が開設しておりましたが、現在はNPOやボランティア団体によるネットワーク組織が、社協や市役所等と連携し立ち上げました「ひちくボランティアセンター」による活動が継続しておりまして、主に農地——畑や水路からの土砂掻き出しなどに支援をいただいております。

その下、災害応急体制の検証でございます。

一番上の住民への災害情報伝達、また、3番目の孤立地域への対応に関しましては、市町村に対して伝達手段のさらなる重層化の働きかけとともに、県の補助制度を活用していただいて衛星携帯電話や簡易無線機等の通信機器整備を促進してまいります。

また、2番目の自主防災組織の活動に関しましては、防災士の養成やスキルアップとともに、防災士と自治会役員との連携強化による避難訓練の実施促進など、自主防災組織の活動活性化に取り組んでまいります。

避難所運営・ボランティア活動に関しても、訓練や研修を通じ、運営の核となるリーダー・スタッフの養成に取り組んでまいります。

次に、2ページの一番上を御覧ください。

(3) 被災住宅の再建に向けての支援でございます。

①の国の制度の対象となります大規模半壊以上の世帯でございますけれども、日田市から申請のあった61世帯に対し、5,875万円の支援金を支給しております。

また、国の制度の対象とならない世帯に対しましては、②の大分県の支援制度により、申請のあった336世帯に対し、2億1,585万1千円の支援金を支給いたしました。支援金につきましては、今後とも早期支給に向け市町村と連携し取り組んでまいります。

次に、3ページの一番上を御覧ください。

(5) 水道施設の復旧です。

被災した10施設のうち、8施設で本復旧が完了しておりまして、残り2施設についても、今年中に本復旧が完了する予定です。

次に、16ページの中ほどを御覧ください。

(2) 災害廃棄物対策です。

日田市のほうでございますけれども、発生した災害廃棄物の発生量は約1万5,300トン、流木は約1万2千トンと推計しておりまして、災害廃棄物のうち、畳等の片付けごみ約5千トン、流木約2千トンの処理が完了しております。

また今後、家屋の解体に伴い、約1万トンあまりの廃棄物が見込まれておりまして、これらにつきましては、解体次第処理を進めるとともに、流木については復旧工事にあわせた処理を進めてまいります。

九州北部豪雨災害については以上でございます。

次に、台風第18号の資料をお願いいたします。

こちらの1ページを御覧ください。

I被災者への支援のうち、災害ボランティア等による支援でございますけれども、3市で災害ボランティアセンターを開設して、いずれも完了しております。この間、県でも県社協とともにボランティアバスの運行を行ったり、マスコミやウェブサイトを通じて参加の呼びかけを行っております。

続きまして、一番下の(3)被災住宅の再建に向けての支援でございます。

さきほど同様、①の国の制度の対象となる世帯につきましては、佐伯市・津久見市から申請のあった13世帯に対し、712万5千円の支援金を支給いたしました。

また、大分県の制度による申請のあった1,328世帯のうち1,318世帯に対し、5億987万6千円の支援金を支給したところでございます。

次に2ページの中ほどを御覧ください。

(5)水道施設の復旧でございます。

こちらは被災19施設のうち、15施設で本復旧が完了しております。残り4施設は、道路等の復旧工事にあわせて復旧を進めており、来年度中には本復旧が完了する予定でございます。

次に、飛びまして15ページを御覧ください。

上から3番目の(5)災害廃棄物対策でございます。

佐伯市の災害廃棄物につきましては、3月上旬までに処理が完了する予定です。津久見市につきましては、既に処理が完了したところです。

最後に19ページを御覧ください。

被害状況の一番上のところの人的被害でございます。

ここが少し変わりました、津久見市に重傷者と軽傷者を各1名、追加計上しています。これは、重傷の方については、消防団員の方が冠水した道路を歩行中に誤って側溝に落ちて足を負傷していましたが、皮膚の炎症で1か月以上の通院となりましたので重傷者ということであっております。

以上で、災害復旧・復興推進計画に関する報告を終わります。

**神防災局長** 平成29年度日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について、御報告申し上げます。

お手元の委員会資料の3ページを御覧ください。

今年度は、県と地元市町——由布市、玖珠町、九重町で構成いたします4者協と九州防衛局との間で交わしている協定書の5年に1回の更新時期にあたりました。今回の協定書更新にあたりましては、平成26年度、平成28年度の訓練で、20時以降の射撃訓練があったことを踏まえ、射撃時間の短縮や訓練情報の開示等について定めたこれまでの覚書を確認書に格上げをいたしました。

訓練の概要でございますけれども、資料の3ページ左上にございますが真ん中辺に枠で囲っております、当初の伝達時よりやや縮小して人員約150名、車両約50台、榴弾砲6門、射撃日数7日と、いずれも協定等の範囲内で実施されました。

訓練日程でございますけれども、その下の枠ですが1月29日に先発隊が入県、その後31日に物資の搬入、射撃訓練等終了後、現地研修あるいは地域交流を行った後、2月21日に離県いたしました。滞在日数は昨年度と同じ24日間でありました。

射撃訓練は、2月5日から14日までの10日間のうち7日間実施され、この間、県では772発の砲射撃を確認しました。また、2月12日には小火器訓練が実施されたところです。

今回の訓練では、26年度の訓練以降、開催されておりませんでした米軍によるブリーフィングが2月4日に地元住民や自治体関係者等約40名が出席し実施されました。

ブリーフィングでは、大隊長のバトラー中佐から20時以降に実弾射撃訓練は実施しないなどとした確認書について、「十分承知している。地元への影響を軽減するよう最大限努力する。ただし、20時以降に射撃をしないということについては約束できない。」との発言もありましたが、結果として20時以降の射撃は行われませんでした。

さらに、2月7日には地元住民や自治体関係者等約70名が参加し、訓練の公開が行われました。

安全対策の面では、訓練前の野焼きが天候の影響で実施できなかったため、米軍としては、照明弾等は使用しないとのことであり、野火などの事案も発生しませんでした。

県といたしましては、日程表に縦の矢印で示しておりますけれども、入県から離県までの間は、地域住民の安全確保を最優先とし、由布市に現地連絡事務所を開設するとともに、玖珠町の現地対策本部に職員を派遣し、地元の市町や県警等と連携し、巡回パトロールあるいは砲弾数の確認を行いました。

続きまして右側を御覧ください。

防衛省が公表した平成30年度の訓練計画によりますと、日出生台演習場での米軍実弾射撃訓練につきましては、予定されておられません。

県といたしましては、今後も引き続き、訓練の将来にわたる縮小・廃止を基本に、協定書や確認書の米軍への周知徹底と遵守、滞在日数の短縮、訓練情報の開示及び安全対策の徹底等を国に要請してまいります。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** 大分県犯罪被害者等支援推進指針の改訂について御報告いたします。

委員会資料の4ページでございます。

まず、さきの平成29年第4回定例会におきまして、議員の皆様方の全会一致の賛成をもって、大分県犯罪被害者等支援条例が可決成立いたしましたことに、改めてお礼を申し上げます。

本条例には、県が相談及び情報の提供、経済的負担の軽減、日常生活の支援などの支援施策を策定し、実施する旨規定したところでございます。

これらの規定を受けまして、この資料の下線を引いた施策、例えば、左側第1の(2)給付金制度の充実等の三つ目、県と市町村との連携による見舞金制度の実施、右側第4の(1)相談及び情報提供の充実強化の、上から五つ目のポツになりますが、支援に係る連携体制の構築としての具体的課題等を検討する会議の開催や

連携の中心的役割となる支援コーディネーターの設置など、これらを犯罪被害者等支援推進事業として平成30年度当初予算案に盛り込んだところでございます。

今回、今年4月1日からの条例施行にあわせまして、この資料4ページの上段に掲載しておりますが、この指針改定の趣旨にありますように、支援施策を着実に実施・実行するとともに、国の第3次犯罪被害者等基本計画の内容を反映するために、平成28年2月に策定しました大分県犯罪被害者等支援推進指針を改訂するものでございます。

改訂後の指針の期間につきましては、平成30年度から現行指針の終了年度となります平成32年度までの3年間としております。

改訂までのスケジュールでございますが、すでに2月14日から3月13日までの1か月間、パブリックコメントを今現在実施中でございまして、県民意見を反映の後、策定していくこととしております。

**山崎自然保護推進室長** 長者原オートキャンプ場・長者原園地について、委員会資料の5ページを御覧ください。

県の行財政改革アクションプランで、市町村や民間による活用が期待できる施設として、施設の在り方の見直しを求められおります長者原オートキャンプ場と長者原園地について、九重町と協議が整いましたので御報告いたします。

1の施設概要ですが、10棟のケビン等があるオートキャンプ場と約300台の駐車場を含む園地であり、現在、九重町内の吉武建設というところが指定管理をしております。

その下の6ページ、2の利用状況、収支の状況ですが、今年度の利用者数は12月末現在で6,546人と年度目標の6,800人を達成できる見込みでございます。利用料金制により、県からは指定管理者に支払う委託料等はございません。昨年度は熊本地震の影響で赤字でしたが、今年度は収支均衡の見込みでございます。

4の経緯ですが、九重町では譲渡により観光振興に向けた有効活用が期待できることから、オートキャンプ場と園地の移管について町と協



議してまいりました。園地の一部には民有地があることから、町は園地を除いたオートキャンプ場だけの移管を要望しましたので、この要望に添ってオートキャンプ場のみを町に譲渡して、園地はオートキャンプ場と一体的な管理を続けられるよう県と九重町との共同による指定管理を提案し、町の下承を得たところでございます。

5の今後の方向性(案)ですが、オートキャンプ場については園地と切り離し、平成31年4月をもって町に無償譲渡いたします。譲渡後は、主に大グループ客をターゲットとした町営の泉水キャンプ村と、主に家族客をターゲットとした長者原オートキャンプ場の相乗効果により、多様なレジャー客の受入体制が整い、一体的な広報などにより誘客の増加が期待できると考えております。

管理運営方法につきましては、利用料金制の指定管理方式を継続し、キャンプ場・園地を一体的に管理することとします。園地については引き続き県が所有し、民有地の借地料も県が負担していきます。また、長者原オートキャンプ場と泉水キャンプ村を活用した地域活性化の推進や指定管理の方針などについて、九重町と連携し、協議を進めていきたいと考えております。

**原田委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんでしょうか。

**土居委員** まず日出生台ですが、演習場で射撃訓練等をされている、情報をしっかりいただいています。ところが、15日の現地研修、17日の地域交流活動、これについて、現地の皆さんの対応とか、どういう交流をしているのかについてちょっと詳しく知りたいと思いますのでお願いします。

それからもう一つ、犯罪被害者等支援推進指針の件で、見舞金制度、市町村も今、第1回定例会が行われていますが、どういう取組状況なのか。また、今後の取組状況もあわせてお伺いします。

**牧防災危機管理課長** それでは、日出生台演習場における米軍の実弾射撃訓練、この中で、米軍の訓練後の訓練外の行動について御説明いたします。

まず、2月15日に現地研修を行っております。これは米海兵隊の約140名が八丁原地熱発電所、九重夢大吊橋、高塚愛宕地蔵尊に視察をしております。

次に、2月16日の自由行動につきましては、米海兵隊の約140名が福岡にありますキャナルシティ博多、こちらの方で自由行動ということで行っております。

最後に、2月17日の地域活動でございますが、このときは約40名の米海兵隊が玖珠町にあります児童養護施設でふれあい交流という形で行っております。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** 犯罪被害者等の支援に係る見舞金でございます。

県では、市町村とともにワーキングチームにおきまして、条例の内容はもとより、この見舞金制度についてもこれまで何度か協議などを行ってまいりました。やはり早期にこの見舞金制度が大分県内の被害者、また遺族の方々が生じたときに、見舞金制度で対応できるようにということで、この4月1日からなるべく早い実施ができるようにということで協議を進めてまいりまして、具体的な実施のための要綱なども検討を進めているところでございます。

市町村におきましては、当初予算で見舞金制度に係る費用を予算要求をしているところもあると聞いております。

**土居委員** まず、地域交流の件ですけれども、どういう触れ合いをしたのか、どんな具合だったのかについてちょっとお伺いします。

それから、市町村の見舞金制度ですが、具体的にどこが出しているのか御存じないですか。それから、どこが出そうとしているのか、それについてお伺いします。

**牧防災危機管理課長** 2月17日に行われました地域活動ということで、玖珠町における児童養護施設、こちらの方で米海兵隊員と玖珠町の児童養護施設にいらっしゃいます児童、学童等につきまして、ふれあい交流ということで話し合いとかダンスとか、そういったものをしたというふう聞いております。

**柴田生活環境部長** 見舞金の制度につきまして

は当初予算に盛り込むところ、いろいろございますけれども、全て事務的には4月1日からきちんと、何かあったら対応できるように、それぞれ準備を進めているということで承知しております。

**土居委員** はい、分かりました。

**守永委員** 確認なんですけれども、今、土居委員から質問があった部分は、全市町村が準備に入っているということでよろしいですね。

**柴田生活環境部長** はい。

**守永委員** あと日出生の訓練の関係で、発射弾数772発、今回ですね。これは県で確認をしたと報告があったわけなんですけれども、発射弾数とかそういったものの米軍からの実績報告といったらおかしいんですけれども、そういう概況なり状況の報告というのは求めることはできないのかなというのは今でも疑問に思っているんですが、その辺はどうなのでしょう。

**牧防災危機管理課長** 米軍に対しまして、大分県から直接聞くということではできません。よって、九州防衛局を通じて確認ということをして、すぐにはいただけませんが、時間が経過しましたら九州防衛局から何らかの返事があるかというふうに考えております。

**守永委員** はい、分かりました。ありがとうございます。

**衛藤副委員長** 犯罪被害者の支援推進指針なんですけれども、条例のときから繰り返し言っているんですけど、二次被害のところで、被害が一番大きいのはメディアによる被害です。ここに関して条例ではできないとお話をされていたんですけど、今、指針を見ると、支援に関わる職員等の二次被害の防止に関わる研修の実施、こういう研修が本当に必要なのって職員の皆さんよりも、やっぱりメディア関係者の皆さんにとって必要だと思っております。それこそ全国の週刊誌等をなかなかそこまでやるというのは難しいとは思いますが、少なくとも県政記者クラブレベルではしっかりそういった話をしていくべきだと思います。条例の段階からそういうことをしていたんでしょうか。今、どういう形で県政記者クラブ等はやっ

ているんでしょうか、そこを教えていただけませんか。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** 改定する指針につきましては、具体的な取組を掲げておまして、その中に報道機関等に対する理解促進という項目を設けて、報道機関に対する配慮、協力を求めるということを記載しております。

これまで県政記者クラブや報道機関に対して何らかの働きかけをしたかという御質問でございますが、現時点ではまだ特にそういった取組、対応等はしておりません。今後そういった、この指針に基づいての取組ということで検討をしていきたいと考えております。

**衛藤副委員長** やっていない理由がよく分からないんですよ。何でやっていないのか、もう条例の段階からそういう話がずっと出ているのに、一番身近なメディアのところに対して話をしていないというのは非常に、やっぱり仕事として抜けているんじゃないのかなと思いますよね。ここはやっぱりしっかりとやっていただきたいというように要望としてお願いをいたします。

**原田委員長** 要望でいいですか。

**衛藤副委員長** はい。

**原田委員長** すみません、じゃ、私も犯罪被害者等の支援についてですけど、新聞でももう報道されていましたが、国東では条例ができたんですよ。ほかの市町村でも、簡単に言うから、市町村によってはもう条例はいいんじゃないかという意見も多少あるようなんですけど、各基礎自治体での条例制定についてはどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**柴田生活環境部長** さきほど後藤から申しましたように、各市町村で条例も含めてワーキングチームを作って、連携して取り組んでいこうというところでございます。条例の制度はそれぞれの市町村のお考えがあることと思っておりますけれども、私どもが伺っている範囲では、全ての市町村が準備を進めているということでございます。

**原田委員長** そうなんですか。はい、分かりました。

ほかに御質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** ほかにないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**原田委員長** 別にないようですので、これもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。